平成２５年（フ）第２１５号
横浜市港北区篠原町2756番地
破産者　佐竹登志夫
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部66番３地
破産者　辻口　武雄
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１５９号
静岡県富士市鈴川中町１番２号、開始決定時の住所静岡県富士市伝法381番地の11　サンモール伝法205号、開始決定時の前住所静岡県富士宮市外神900番地の１
破産者　米山　雅人
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０９６号
京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地30棟405号、開始決定時の住所京都府長岡京市うぐいす台146番地
破産者　満野　　久
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３５号
京都市右京区花園内畑町14番地17　シャトレ花園201号
破産者　木村　清孝
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前２番22―503号パインコート503号、申立時住所香川県高松市太田上町658番地３　市営住宅太田上町団地３棟103号室
破産者　齋藤　幸夫
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３９号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地13棟53号
破産者　重松　　寛
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１５３号
名古屋市中川区中島新町２丁目708番地　エクセル高畑206号
破産者　廣瀬　　毅
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２２号
愛知県小牧市大字大草2059番地２
破産者　森山栄太郎
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５号
北九州市若松区畑谷町７番30号
破産者　大塚　博之
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８５号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番12―208号
破産者　元嶋　葉子
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８０号
長崎県長崎市千歳町９番２号、旧住所東京都板橋区仲宿59番７号　プラザ　セルシオ103
破産者　西山　泰弘
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区字北田105番地12
破産者　菅原江利子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第７８９号
宮城県名取市小山１丁目６番７―３号　ファミール55―106号、従前の住所宮城県名取市手倉田字諏訪651番地　グレース・ヴァレ101号
破産者　渋谷　淳子（旧姓佐々木・石井）
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３０号
さいたま市北区奈良町136番地49　奈良町団地３―302、旧住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目32番地６
破産者　伊藤　奈美（旧姓菊池）
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目229番地１　水元公園ハイツ605号
破産者　田中　源章
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
横浜市金沢区高舟台２丁目15番６号
破産者　岡　　直之
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１号
横浜市金沢区高舟台２丁目15番６号
破産者　岡　一輪美
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部